

厳原港

船橋に備え置いてください！

の地域的参考情報

1 厳原港の気象・海象の特性

- ・年間を通じて北風が多く、次いで北西風が多く、港内では吹きおろしの風が強吹することもある。

2 台風に関する勧告基準

警戒体制	基準	措置		
第1警戒体制 (準備体制) 港則法第39条第4項	台風が対馬市に接近し、影響を与えると予想される場合に発令する。	一般船舶	在泊船舶は、荒天の準備を行い、必要に応じ直ちに運航できるよう準備をすること	錨泊船舶は走錨の防止のため次の事項に留意すること ・国際VHF (CH16) を常時聴取すること ・当直員 (船橋当直、無線当直等) を配置すること ・AIS搭載船舶はAISを常時作動させること
		小型船・汽艇等	船溜まり等安全な場所に避難し、または直ちに避難できるよう準備をすること。	
		危険物積載船舶	危険物荷役は状況に応じて中止し、一般船舶の措置を行うこと。	
		工事・作業及び台船等	風浪により物件が流出しないように、物件の固縛、陸揚げ等を行うこと。航行速力等により対応に時間を要する船舶は、状況に応じ避難等を行うこと	
第2警戒体制 (避難体制) 港則法第39条第4項	台風が対馬市に襲撃する公算が大きいと判断される場合、若しくは甚大な被害の発生が予想される場合に発令する。	1 厳原、比田勝、豆敷、佐須奈各港在泊中の100トン以上の船舶は港外 (泊地外) へ避難すること。但し、台風等の状況を勘案した上、船長の判断により適切な措置が講じられている場合は、この限りでない。 2 その他の船舶は船長の判断により避難等適切な措置をとること。 なお、岸壁係留する場合においては、十分な荒天準備を行うとともに直ちに運航ができる体制をとること。 3 小型船及び汽艇等は、船溜まり等安全な場所に避難をすること。 4 錨泊船舶は走錨の防止のため次の事項に留意すること。 ・国際VHF (CH16) を常時聴取すること。 ・当直員 (船橋当直、無線当直等) を配置すること。 ・AIS搭載船舶はAISを常時作動させること。		

3 付近海域の特徴

- ・検疫錨地は宇都須利埼の東方170m付近に指定されており、厳原港入出港船の航路に面している。
- ・港口が東方へ開いているため、東風の際は不向きであり、荒天時は高い波と強風が港内に侵入する。
- ・台風がこの港の東側を通過するときは、高い波と強風が港内に侵入するため錨泊に適さない。南東の風が20m/sに達すると、港口の出入りが極めて危険になるので、気象情報に十分注意して、時期を失することのないよう注意を要する。

緊急連絡先

対馬海上保安部
警備救難課
交通課

TEL : 0920 - 52 - 0118
TEL : 0920 - 52 - 0643

各海域 (港) 最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。